

要領様式第2号

出張報告届

令和 2年 11月 26日

吹田市議会議長様

会 派 名 民主・立憲フォーラム

出張者氏名 西岡 友和 

..... (印)

..... (印)

..... (印)


..... (印)

..... (印)

..... (印)

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	エルおおさか南館 5F 南ホール		
期間	令和2年11月21日 から 11月22日まで2日間		
出張の成果	別紙のとおり		
備考	防災士研修講座 20大阪11月コースB 株式会社防災士研修センター	認 印	会派代表者
			

吹田市議会事務局
2.11.26
受付

防災研修講座

日時：11月21日～22日（両日）9時30分～18時 まで

場所：エルおおさか（大阪府立労働センター） 大阪市中央区北浜東3-14

講座内容：

	11月21日	11月22日
1 時間目	災害情報の活用と発信	地震、津波による災害
2 時間目	自主防災活動と地区防災計画	気象災害・風水害
3 時間目	土砂災害	災害関連情報と予報
4 時間目	災害ボランティア活動	行政の災害対策と危機管理
5 時間目	防災士に期待される活動	行政の災害救助
6 時間目	防災士の各種訓練	行政の緊急対策
	事務連絡	

阪神淡路大震災、東日本大震災など、我が国では直近の30年あまりの期間に非常に大きな災害を経験している。「危機管理」という言葉は、行政の分野に限らず、各家庭や職場、市民組織など、様々な場面で使用されるようになった。その結果、その定義が曖昧となり、真に大切な事を明確に表すことが求められる。

危機管理という言葉の意味に相当する英語は、Risk Management と Emergency Management、そして Crisis Management がある。しかし日本では危機管理という、命にかかる管理も財産も同じ言葉であるし、災害に備えるには様々なケースが想定される（戦争、動乱、自然災害など）。

行政の危機管理が、その活動内容によって、減災対策、事前準備、応答性、復旧対策の4段階に分類されている。

減災策では、社会における財産、安全、健康に対するリスクを認知し、そのリスクへの対処方法を決定し、リスクを軽減するための計画を実行する。この段階における活動の目的は、災害による被害の防止若しくは軽減である。リスクの軽減策として、従来は、ダム、堤防、浄水工場、有害物質排出防止施設の建築など、コストの高い施策を中心として実施されてきた。しかし、財政難や環境問題など、大規模公共事業を行うことには多くの困難が伴うようになってきたため、近年は、土地利用規制、建築規制、災害保険計画など、規制や計画が中心となっている。

行政は、防災対策として次の機能を備えることが求められる。

- ①法律と権限の整備
- ②災害の認知とリスク評価
- ③災害リスクの管理（減災策）

- ④行政リソースの管理（人材、機材、財源）
- ⑤危機管理計画の整備
- ⑥指揮、管理、調整システムの整備
- ⑦ 連絡・情報伝達制度（警報発令など）の整備
- ⑧非常時の組織運営、手続きの整備
- ⑨非常時のロジスティックス、設備
- ⑩実務者養成
- ⑪訓練
- ⑫市民への教育と情報提供
- ⑬財政措置の整備、市民や他自治体との協働

2003年に消防庁が作成、実施した「地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針」においても、同機能評価が参考資料として利用されている。

日本における危機管理制度は、未だ発展段階であり、中央省庁間でも制度の統一がなされていないと言われている。そもそも「防災対策」を中心として整備されており、基礎自治体の防災計画も、同法との整合性を保つことが求められており、地方自治体における危機管理も「防災対策」が中心となっている。

日本の防災対策の骨格である災害対策基本法は3つに分類される。第1章から第3章では、防災に全般に関する組織や役割を明らかにし、防災計画を規定している。第4章から第6章では、災害の予防、応急対策、復旧段階における組織の役割や権限を規定している。第7章から第10章では、財政金融措置と災害緊急事態に関する規定及び雑則と罰則を規定している。

阪神淡路大震災の経験によって、防災士という制度が民間から立ち上がった。これは、阪神淡路大震災時における、救助者の8割は民間の手により救出がなされたという事からである。自助、共助による第一次的な救出をいかに迅速に実施ができるかが重要となる。したがって、本市、吹田市においても地域防災計画に基づき、地区防災計画をそれぞれの学校区で組織すること、そして実効性を持たせることが不可欠だと考えている。

すぐに発生しても不思議ではないと言われている南海トラフ地震をふくめ、日本列島は地震発生の危機とつねに共存する宿命であり、自治体として万全の備えを行うことは必須である。

以上